

平成 2 3 年 第 2 回

教育委員会定例会会議録

平成 2 3 年 2 月 9 日

中央区教育委員会

平成23年第2回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成23年2月9日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 永嶋久子
委 員 鈴木ゆか
委 員 竹田圭吾
教育長 高橋春雄

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 田野則雄
副 参 事 遠藤 誠
学務課長 長嶋育夫
指導室長 和田利次
統括指導主事 佐藤 太
統括指導主事 山崎 隆
図書文化財課長 濱田 徹

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 鈴木 浩

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 印田広一
庶務係員 渡邊和歌子

開 議 午後2時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 竹田圭吾

日程第1 議案第2号

平成23年度中央区教育委員会の教育目標について

日程第2 議案第3号

平成22年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見の申し出について

- 日程第 3 議案第4号
平成23年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申し出について
- 日程第 4 議案第5号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される中央区職員の処遇等に関する条例の改正に伴う意見の申し出について
- 日程第 5 議案第6号
中央区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う意見の申し出について
- 日程第 6 議案第7号
中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第 7 議案第8号
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第 8 議案第9号
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第 9 議案第10号
中央区民文化財の登録及び指定について
- 日程第10 議案第11号
中央区青少年委員の辞任の承認について
- 日程第11 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成23年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

 はじめに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、竹田委員
 をお願いします。

 なお、案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長に出席をお願いいたして
 おります。

 それでは、本日の日程に入ります。

 日程第1、議案第2号を議題といたします。議案第2号を、書記、朗読願
 います。

 （書記朗読）

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第2号「平成23年度中央区教育委員会の教育目標」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

 （「なし」の声あり）

委員長 ご質問がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決され
 ました。

 次に、日程第2、議案第3号を議題といたします。議案第3号を、書記、朗
 読願います。

 （書記朗読）

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第3号「平成22年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見の
 申し出」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

 （「なし」の声あり）

委員長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決され
 ました。

 次に、日程第3、議案第4号を議題といたします。議案第4号を、書記、朗
 読願います。

 （書記朗読）

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第4号「平成23年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申し出」
 について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 5 号を議題といたします。議案第 5 号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第 5 号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される中央区職員の処遇等に関する条例の改正に伴う意見の申し出」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 6 号を議題といたします。議案第 6 号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第 6 号「中央区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う意見の申し出」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 7 号を議題といたします。議案第 7 号を、書記、朗読してください。

(書記朗読)

委員長 本件は、教育長に直接利害関係のある事案になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定に基づき、高橋委員には一時退席願います。

(教育長退席)

委員 長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第 7 号「中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部
を改正する条例の制定依頼」について提案説明

委員 長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

 （「なし」の声あり）

委員 長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 7 号は原案どおり可決されま
した。

 それでは、高橋委員にお戻りいただいでください。

 （教育長入席）

委員 長 次に、日程第 7、議案第 8 号を議題といたします。議案第 8 号を、書記、朗
読願います。

 （書記朗読）

委員 長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第 8 号「中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例等の一部を改正する条例の制定依頼」について提案説明

委員 長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

 （「なし」の声あり）

委員 長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決され
ました。

 次に、日程第 8、議案第 9 号を議題といたします。議案第 9 号を、書記、朗
読願います。

 （書記朗読）

委員 長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第 9 号「中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定依頼」について提案説明

委員 長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

 （「なし」の声あり）

委員 長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第 9、議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第 10 号「中央区民文化財の登録及び指定」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

ご質問等ないようであれば、私からよろしいでしょうか。区民文化財の登録と指定ではどう違うのでしょうか。

図書文化財課長 指定のほうが重要度が高いということになります。国でいいますと、いわゆる重要文化財というのは「指定」にあたりまして、登録文化財というのが「登録」という形になります。

登録文化財には、保存・活用という意味で、2 万円から 3 万円の奨励金をお渡ししておりますが、指定文化財になりますと、その保存に修理等が必要になった場合には補助金が支出できるようになります。

なお、指定文化財は登録文化財のなかから指定することになります。

委員長 中央区に指定文化財はどのくらいありますか。

図書文化財課長 指定文化財は今回 2 件目となります。

委員長 ほかに、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 11 号を議題といたします。議案第 11 号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第 11 号「中央区青少年委員の辞任の承認」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、報告事項について順次報告願います。

学務課長 「平成 23 年度幼稚園預かり保育の園児応募状況」について資料 1 により報告

「インフルエンザ様疾患による臨時休業(学級閉鎖)」について資料2により報告

文化・生涯学習課長 「平成23年中央区成人の日記念式典「新成人の集い」の実施結果及びアンケート調査結果」について資料3により報告

図書文化財課長 「意見・要望」について資料4により報告

委員長 これまでの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

竹田委員 幼稚園の預かり保育についてですが、私が聞きもらったのかもしれませんが、月島第一幼稚園は募集を6名かけて抽選で当選者が4名というのはどういことなののでしょうか。

学務課長 月島第一幼稚園の応募者は7名ですが、そのうち5名が月島第一幼稚園以外から申し込まれているという状況になっています。しかし、月島第一幼稚園の定数は園外からの受け入れ枠が2名となっておりますので、園外から申し込まれた方は抽選となり2名当選し、園内から申し込まれた方は全員(2名)当選となり、あわせて4名ということになっております。

竹田委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

ご質問等ないようであれば、私からよろしいでしょうか。新成人のつどいについてのご報告をいただきましたが、当委員会でも前回の定例会で各委員の方からさまざまな意見が出されました。来年度はそれらの意見をしっかりと受けとめていただきたいという気持ちでおりますが、教育委員会で話しあわれた意見としては、概ねあのようなやり方がいいのだろうかということですので、せっかくの機会ですので、担当課長の感想などをお聞かせいただければと思います。

文化・生涯学習課長 私も教育委員の皆さまのご意見を読ませていただきました。区の方でもいろいろ意見を出し合っておりまして、現在の実行委員会方式による式典とその後の同会場でのパーティーの実施というところが課題ではないかと考えております。

しかし、式典を着席方式とし、その後パーティー用にセティングしなおす方法では準備までに相当時間がかかってしまいます。

そのようなことから、今の配置の中で、時間の区分というかそのあたりをうまく工夫できないかと考えているところであり、来年に向けて改善を図っていきたいと思っております。

委員長 私は、中央区はどういう成人式をやりたいのか、また、新成人に対してどういことを期待するのかというようなコンセプトをはっきりさせる必要があるのではないかと感じています。来年度に向けてひとつよろしく願ひいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、文化・生涯学習課長様には、お疲れさまでした。退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

(文化・生涯学習課長退席)

委員長 これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたらお伺いをいたします。ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご意見等ないので、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後 3 時 1 5 分 松川委員長閉会宣言

署名委員